

## 道路境界証明作成方法

- 1 表題部については別紙例によることとし、代表地番を記載すること。
- 2 縮尺は、原則として**1/250**とすること。
- 3 寸法は、**算用数字**を用いること。
- 4 座標値から寸法を計算する場合、境界線及び幅員の寸法はm(メートル)単位とし、**1/100未満は切り捨て**て表示すること。
- 5 境界点はP、引照点はS、機械点(多角点)はT、の記号を用い、成果表を設けて各点の座標値(任意でも可)を明記すること。
- 6 引照点は、**明確な永久構造物**を用い、後日境界点復元に必要十分な点数とすること。
- 7 境界点を新たに設置する場合、市の担当者と打合せし表記すること。  
(金属標、コンクリート杭、市から支給します。)
- 8 境界点及び引照点が図面上わかりにくい場合は、詳細図を記載すること。(縮尺は任意)
- 9 原則として図面の位置取りは、北を上向きとし、方位は北方向に矢印等を付けること。
- 10 境界線に接する地番は、算用数字を用いてすべて記入し、私有地側に記入すること。
- 11 作成者欄は、作成者が記入し押印すること。  
(実務取扱者が資格を有する場合、資格番号を記入すること。)
- 12 境界表記後、市の担当者に連絡し確認できるようにしておくこと。
- 13 **申請時に登記簿謄本の確認**をする場合があります。(申請理由が相続の場合等)
- 14 **申請前に必ず下図を提出すること。**
- 15 街区基準点を使用する場合は、必ず街区基準点測量成果表の写しを添付すること。

武蔵村山市役所 道路下水道課  
電話 042-565-1111(内線265)